

苫小牧工業高等専門学校債権管理及び収入金
徴収事務取扱規則

規則第86号

制 定 平成21年4月1日

一部改正 平成28年10月12日

一部改正 平成30年2月22日

(趣旨)

第1条 苫小牧工業高等専門学校（以下「本校」という。）の所掌に係る債権の管理及び収入金の徴収（以下「債権の管理等」という。）事務の取扱いに関しては、独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第34号）、独立行政法人国立高等専門学校機構出納事務取扱規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第37号）、独立行政法人国立高等専門学校機構債権管理規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第111号）及びその他の法令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(債権の管理事務)

第2条 本校における債権の管理等に関する事務は、総務課において行う。

(債権の種類及び債権発生等の通知)

第3条 収入金に係る債権の種類及び債権の発生、変更、消滅（以下「債権発生等」という。）に関する通知義務者、通知事務担当係並びに通知の時期については、別表第1に定めるところによる。

- 2 別表第1に掲げる債権以外の債権発生等に関しては、別表第2に定めるところによる。
- 3 通知義務者は債権発生等があったときは、収入金調査書に証拠書類を添付して、出納命令役へ通知するものとする。

(納入の通知及び督促)

第4条 出納命令役が行う納入の通知は、次によるものとする。

- 一 授業料債権及び寄宿料債権 独立行政法人国立高等専門学校機構学納金収納業務一元化処理要領（平成19年11月7日付け事務局長裁定）（以下「機構学納金収納業務一元化処理要領」という。）第8条の規定に基づき、振込金額等を通知するものとする。
 - 二 入学料債権 入学料の免除又は徴収猶予の申請をした者で、免除若しくは徴収猶予を不許可とした者又は半額免除若しくは徴収猶予を許可した者については、決定の通知をした日とする。
 - 三 前各号以外の債権 その債権を確認した日（履行期限の定めのあるものについては、その確認した日と当該履行期限から起算して20日前の日とのいずれか遅い日）後、直ちに行うものとする。
- 2 授業料債権及び寄宿料債権の督促については、学納金収納システムを利用して督促通知を作成するものとする。
 - 3 前項以外のその他の債権の督促については、出納命令役が必要と認めたとき、その都

度行うものとする。

(債務者等の変更通知)

第5条 通知義務者は、既に発生している債権の債務者及び連帯保証人等の氏名、住所に変更があったときは、遅滞なく出納命令役へ通知するものとする。また、債権に関する契約等の内容の変更についても同様とする。

(特例)

第6条 この規則により難しい事項及び定めのない事項については、その都度出納命令役が決定するものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行に伴い、苫小牧工業高等専門学校債権管理及び歳入徴収事務取扱要項（平成14年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成28年10月12日から施行し、平成28年10月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。